相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字上野三〇〇七番地、最後の住所茨城県東茨城郡小川町大字小川一四八四番地一　被相続人　亡　萩原　兼三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル二階　相続財産管理人　阿久津正晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市湊一九〇番地、最後の住所千葉県南房総市富浦町深名一一七〇番地一特別養護老人ホーム　アイリスの里

被相続人　亡　髙橋　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保吉規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区吉江三七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中澤　浩行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

新潟市中央区東堀前通一番町三四三番地東堀ビル八〇三号緑風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川端　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区用宗四丁目七六九番地一、最後の住所静岡県静岡市駿河区用宗四丁目三番三七号　被相続人　亡　増井　房治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

静岡県静岡市葵区両替町一―四―五河村第一ビル三階　静岡合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　諏訪部史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名郡木曽岬町大字中和泉三一五番地三八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下　雄大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

三重県四日市市追分三丁目二番一四号

相続財産管理人　橋本守こと　朴　容守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市井尻町一〇五三番地、最後の住所三重県亀山市井尻町一二五三番地

被相続人　亡　櫻井　譲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市鍛治屋町六番地、最後の住所京都市伏見区深草中ノ島町一六番地の一四

被相続人　亡　福井　稔子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

京都市伏見区深草平田町七―三メイズツインニ〇三

相続財産管理人　司法書士　花木　明人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市平荘町里八八五番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市矢畑二九番地一グランシャリオ二〇四号

被相続人　亡　西川　大樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇　山田・立花法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区倉石通一丁目四番地、最後の住所神戸市灘区弓木町三丁目三番二一―四〇三号

被相続人　亡　大竹八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

神戸市中央区元町通七丁目一番二号ネオ・アージュ神戸元町六〇八号

相続財産管理人　氏家　淳志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡琴平町六五四番地、最後の住所香川県綾歌郡綾川町山田下四三五―四

被相続人　亡　前田　富弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

高松市郷東町四番地一〇

相続財産管理人　新藤　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市大平甲一三番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　光藤　哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号

相続財産管理人　河渕　孝幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市赤瀬川一二五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　龍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月八日

鹿児島県阿久根市塩鶴町一丁目二五六番地

相続財産管理人　馬見塚　太

無縁墳墓等改葬公告

東京都による環状三号線拡幅事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年三月八日

一　墳墓等所在地　東京都新宿区原町一丁目三二番地一、三三番地一

一　墳墓等の名称　緑雲寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳、松尾、西垣、小川、B一八―四、B一八―五、B二五―八、B二五―九、B二五―一一、B二五―一二、B二六―四、B二六―七

一　改葬を行おうとする者　東京都新宿区原町一丁目三〇番地　宗教法人緑雲寺　代表者　佐々木直剛

第51期決算公告

平成23年3月8日

群馬県前橋市天川大島町116番地

群馬ヰセキ販売株式会社

代表取締役　木村　英男

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	931
	固定資産	1,151
	合計	2,082
負債及び純資産の部	流動負債	1,096
	固定負債	59
	株主資本	927
	資本金	45
	利益剰余金	882
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	871
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	2,082